

令和8年10月同一労働同一賃金ガイドラインの見直し

2026.4.1
齋藤希実子社会保険労務士事務所

■ 1 今回の見直しの大きなポイント 従来よりもかなり具体化・厳格化されています

① 退職手当（新設）

- 非正規にも原則対象
- 仕事の内容が同じなら
 - 👉 不支給は不合理の可能性

② 各種手当の明確化

以下が重要論点として追加

- 家族手当
- 住宅手当
- 無事故手当
- 賞与
- 休暇
 - 👉 「正社員だけ」は通りにくくなる

③ 判断基準がより具体化

例：・継続勤務が見込まれる → 同じ扱い必要

- 転勤の有無 → 手当差の判断材料

👉 “なんとなく違う”は通用しない

■ 2 対象ごとの整理

① パート・契約社員

- 基本給
- 賞与
- 手当
- 福利厚生
 - 👉 すべて比較対象

② 派遣社員

- 派遣先の正社員と比較
- 均等 or 均衡待遇を確保

■ 3 実務への影響（重要）

この見直しにより

■ 企業側

- 手当・賞与の見直し必須
- 「非正規だから無し」は危険
- 判例ベースで指導強化される可能性

■ 労働者側

- 待遇差の説明を求められる
- 是正請求の根拠が強化

■ 4 一言でまとめると

👉 “待遇差の言い訳ができなくなったガイドライン”